

令和8年度

香川大学医学部

医学科生修学支援奨学金募集要項

令和8年4月

令和8年度香川大学医学部医学科生修学支援奨学金募集要項

この奨学金は、香川県の支援により、香川大学医学部医学科に在学する学生で、将来、香川県内の医療機関等に医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学科生に対し、奨学金を貸与することにより修学を支援し、もって医療体制の強化・充実を図ることを目的としています。

1. 応募資格

奨学金の貸与を受けることができる者は、奨学金の受給開始年度に医学科3年次、4年次又は5年次に在学する学生で、医師免許を取得後、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した後、香川県内の専門研修基幹施設もしくは連携施設（以下「指定医療機関」という。）で一定期間、医師の業務に従事する意志のある者とします。

ただし、類似の奨学金（特定地域での勤務義務を条件とした奨学金）を既に受給している者又はこれから受給をしようとしている者は対象外とします。

2. 募集人員

5名以内※応募者の状況および選考の結果、採用者が募集定員を下回ることがあります。

3. 奨学金貸与額

月額100,000円を貸与します。

4. 奨学金の貸与方法

在籍確認後、3か月分をまとめて5月、7月、10月及び1月の月末に指定の口座への振込により貸与します。

5. 貸与期間

3年次生：令和8年4月1日から令和12年3月31日（4年）

4年次生：令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年）

5年次生：令和8年4月1日から令和10年3月31日（2年）

注）休学等により卒業年月日に変更となった場合でも上記の貸与年数は超えないこととします。

6. 申込期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月22日（金）まで

7. 申込手続き

奨学金の貸与を希望する学生等は次の申請書類を揃えて、学務課に申し込みください。

申請書類

- ・奨学金貸与申請書（別紙様式第1）
- ・香川県の地域医療に関する小論文（1600字程度）（別紙様式3）
テーマ（学年により異なりますので注意してください。）

3年生・4年生

「香川県の医療をよくするために、自分に何ができるか」

5年生

「へき地・離島医療の課題を挙げ、持続可能な医療提供体制のあり方を論じよ」

- ・前年度の学業成績証明書（申請後、学務課にて発行し添付します。）

8. 貸与者の選抜について

申請書類等の内容審査及び個別面接を行い、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知します。なお、面接日程等は別途連絡します。

9. 誓約書及び口座振り込み依頼書の提出

奨学金の貸与の決定を受けた学生は、奨学金の貸与に関する誓約書（別紙様式第2）等の必要書類を提出してください。なお、誓約書には連帯保証人が2人必要です。

10. 連帯保証人

父母又はこれらに準ずる者1人を含む2人の連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる成年者です。

11. 奨学金の返還免除

奨学生が医師免許取得後、直ちに香川県内において臨床研修を開始し、これを修了すること。さらに、指定医療機関において奨学金貸与期間の1.5倍に相当する期間（以下「義務履行期間」という。）従事したとき。ただし、奨学金貸与期間の2倍の期間（以下「猶予期間」という。）を

超えて義務年限期間を終えてはなりません（図①参照）。なお、義務履行期間には、香川県内で行う臨床研修期間を含みます。ただし、算入できる期間は2年間を上限とします。また、専門研修は、香川県内の基幹施設が実施するプログラムの中から選択しなければなりません。

義務履行期間が終了し奨学金の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書を学部長に提出してください。

12. 奨学金の返還

奨学生は、次の場合に貸与を受けた奨学金及び利息を一括返還しなければなりません。返還の義務が生じたときは、大学が通知する期限（原則として通知の日から3か月以内）までに支払わなければなりません。

ただし、やむを得ない事情により返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書にその事実が確認できる書類を添えて、学部長に提出してください。

- (1) 奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学を卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師の免許取得後直ちに香川県内で臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (4) 臨床研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定医療機関において業務に従事しなかったとき。
- (5) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

13. 猶予期間の中断

負傷又は疾病による病気休業、休職、出生時育児休業、育児休業、介護休業、その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は中断期間として、中断期間分、猶予期間を延長します。

14. 届出

奨学生は、次の場合に奨学金貸与に関する届出書にその事実が確認できる書類を添えて届け出てください。

- ア. 退学等学籍が変更したとき。
- イ. 停学等の処分を受けたとき。
- ウ. 卒業したとき。
- エ. 負傷又は疾病による病気休業、休職
- オ. 出生時育児休業、育児休業、介護休業
- カ. 本人又は連帯保証人の氏名住所等の変更が生じたとき。

キ. その他やむを得ない事由により、業務に従事できない場合

15. 義務について

奨学金を貸与された学生は「11. 奨学金の返還免除」に記載の内容に加えて、以下の義務があります。

- 1 貸与期間中に大学の指定するセミナーへの出席
- 2 医師免許取得後から義務履行期間中は、「義務進捗報告」を毎年提出すること

16. その他

詳細については、添付の「香川大学医学部医学科学生に貸与する地域医療に係る奨学金に関する規程」を参照ください。

図1 〈義務履行期間の考え方等〉

貸付開始	貸付期間	義務履行期間
3年生	4年間	医師免許取得後8年間のうち6年間
4年生	3年間	医師免許取得後6年間のうち4.5年間
5年生	2年間	医師免許取得後4年のうち3年間

※義務履行期間には、臨床研修期間（2年間）を含みます。

※臨床研修を延長した場合であっても、義務履行期間に算入できます。

研修期間は2年間とし、これを超える期間は算入されません。

※中断期間は、猶予期間から除外（延長）します。